

# 社会福祉法人志木市社会福祉協議会権利擁護推進事業運営規程

平成25年3月26日  
規程第2号

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する権利擁護事業に関し、必要な事項を定めることにより、高齢や障がい等で判断能力が不十分で意思決定が困難な者に対して、その権利を擁護し、安心して日常生活が送れるように支援することを目的とする。

## (実施する事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 埼玉県日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の受託・運営
- (2) 法人後見事業
- (3) その他、権利擁護を推進するための事業

## (事業運営)

第3条 本会は、前条の事業を実施するにあたり、地域の特性を踏まえ、制度の普及、促進に配慮し推進するとともに、権利擁護推進事業に関する一連の事務手続き、金銭の取扱いや苦情対応について常に明らかにしておくこととする。

2 権利擁護推進事業の推進については、継続的な住民参加型の権利擁護支援体制を構築する。

## (運営委員会)

第4条 本会は、権利擁護推進事業を適正に運営するため、社会福祉法人志木市社会福祉協議会権利擁護推進事業運営委員会を設置する。

## (委任)

第5条 この規程に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。